

対話に関する質問及び回答

NO.	質 問 事 項	該 当 書 類	頁	該当書類中の対応頁 及び対応部分				質 問 内 容	質 問 に 対 す る 回 答
				編	章	節	項		
1	事業計画予定位置図搬出入車両出入口一般車出入口構内道路構内道路の幅員	入札説明書別紙1	1					県道59号名古屋中環状線及び県道451号名古屋外環状線に接続する搬出入車用出入口を設ける、また、一般車出入口は搬出入車用出入口とは別に設けるとあるが、添付資料15には、搬出入車両出入口として、入口2箇所、出口3箇所の記載がある。それぞれ出入口の考え方の確認がありました。	添付資料15にはごみ収集車等の業務用車両の出入口を示しています。 原則、左折進入、左折退出の形態で検討をお願いします。なお、現在、北出口からの退出については、名古屋外環状線への右折退出について関係機関と協議を進めており、名古屋外環状線からは名師橋交差点北を右折することを考えていますので、その予定で計画をしてください。 一般車の出入口は別途、ご提案をお願いします。
		要求水準書	55	2	3	2	1		
		要求水準書 添付資料15	35					一般車の対面通行部分幅員は10m以上である必要性が低いと考えられるため、6m以上とする提案がありました。	なお、一般車用構内道路については利用者の安全に配慮した幅員の提案を受けることは可能です。
2	解体工事周辺建物調査地下部解体工事	入札説明書	10	2	(6)	ア	⑩	解体工事の開始、完了見込時期、解体範囲の確認がありました。	解体撤去工事は平成28年度末にかけて工期を設定して進めると聞いており、解体撤去は平成28年末頃から部分的に順次終了するとのことです。 解体後の残置物としては工場跡地及びグラウンド跡地の西側に土留擁壁が留置されています。それ以外は撤去される予定です。
		要求水準書	11	1	2	1	13	解体工事が遅延した場合、工場の設計、建設、運営維持管理の工期等に対し協議頂けるのか、また、施設の設計・建設に関する許認可等の遅れが解体工事の遅延に起因する場合は、SPCの責めに帰すべき事由とは考え難く協議頂きたい旨の提案がありました。	解体撤去工事の遅延に起因する事項は協議によるものとします。
		要求水準書	57	2	4			解体撤去工事に係る周辺建物調査の結果の提示を求められました。	北名古屋衛生組合が実施する、解体撤去工事における周辺建物調査の結果はお示ししますが、建設工事に伴う周辺建物への損傷等の影響については、民間事業者の責任となりますので、建設工事着工前に責任を持って、建物調査を実施してください。
3	対話の実施及びその結果に関する公表	入札説明書	25	4	5	オ		対面的対話が入札説明書と一体として扱われるかについてお尋ねがありました。	入札説明書と一体として取扱います。
4	対話の実施及びその結果に関する公表	入札説明書	26	4	5	カ		入札説明書等に関する質問は、入札説明書と一体として扱われる附属資料の変更・解釈の内容として取り扱われるとの理解かについてお尋ねがありました。また、平成27年8月24日から8月28日の期間以外で入札参加者から質問受付を行うことができないかお尋ねがありました。	「入札説明書等に関する質問受付」は、ご理解のとおりです。質問は、入札説明書に定められた期間内に行ってください。

NO.	質 問 事 項	該 当 書 類	頁	該当書類中の対応頁 及び対応部分				質 問 内 容	質 問 に 対 す る 回 答
				編	章	節	項		
5	運営・維持管理費 関連	入札説明書	39	6	(4)	イ		収支契約に大きな影響を及ぼす年間ごみ量の確認がありました。	入札説明書に記述している年間ごみ搬入量は、この数量を前提に事業費等の算定を行って頂きご提案をお願いします。 「ごみ量」の変動による民間事業者としての許容範囲、及び落札者決定基準 9 頁 ④ 運営・維持管理に関する評価の「ごみの受入体制」においては、計画ごみ量に対する許容変動についてご提案下さい。
6	汚染土壌対策土 壌調査結果、地 中障害物対策費	入札説明書 別紙3	6	1	(2)	オ	(7)(イ)	土壌汚染対策費および地中支障物対策費は、提案された金額を前提とする が、支払い方法等については、別途貴市とSPCで協議を行うとされている。 内容、処理対象量が明らかでないため、土壌汚染の調査費用・汚染土壌対 策費、および地中障害物対策費は、事業者が提示する実費で精算してもら えないかとの要望がありました。	現時点の提示資料から想定し、ご提案ください。なお、 事業量の変動に応じた支払いを予定しますので、必要な協 議を行います。
		要求水準書	19	2	1	2	7(3)	事業用地で土壌汚染が存在するのは資料範囲のみかという確認がありま した。	北名古屋衛生組合が過去の地歴調査から、事前に行った 自主調査で判明した汚染状況は添付資料のとおりです。な お、ご覧頂いたとおり、自然由来と考えられる汚染状況も 確認されている状況を踏まえて想定をお願いします。
		要求水準書 添付資料5	9						
		要求水準書 添付資料6	20					添付資料6以外の土壌汚染はないとの理解でよいかという確認がありまし た。	北名古屋衛生組合から、北名古屋市民市民グランドについ ては地歴調査の結果、汚染の特定には至らないとされてお り、民間工場跡地は汚染土壌調査を行いました。汚染は 確認されなかったと聞いています。
								土壌汚染の調査費用・対策費用は、事業者が提示する実費で精算して頂 く理解でよいかという確認がありました。	そのようなご理解で結構です。
7	運営委託料 資源化処理相当	入札説明書 別紙3	11	1	3	イ	イ	資源化処理委託は、「Σ各種資源化対象物の〔資源化処理／運送〕数量 ×提案〔資源化処理／運送〕処理単価」で提案することとされているが、 複数の資源化処理先又は運送先に委託する場合、各々委託契約単価が異な るが、貴市と資源化処理先又は運送先との契約単価は、入札提案時の各社 個別単価を基本にするにかとの確認がありました。	そのようなご理解で結構です。
		基本契約書(案)	6	第5条	3		2	複数の資源化処理先又は運送先の委託数量が、提案時の予定数量から実 際変わった場合、各個別契約単価×実際の委託数量が貴市から支払われる のかとの確認がありました。	基本的に「〔資源化処理／運送〕委託契約」が市との直 接契約である以上、実際数量（実費相当）での支払いと考 えています。 ただし、事務の効率上、運営委託料における「可燃ごみ 等処理相当分」と同様に、第4四半期において年間の実際 数量で精算する考えです。
								資源化処理/運送業務の対価は、甲からSPCに支払われる運営委託料に含 め支払われるが、SPCから資源化受託企業への支払い方法については、別途 両者で協議の上決定するとあるが、中小企業等の資源化受託企業への支払 いは、毎月の支払いとさせて欲しいというご意見がありました。	本市からの支払方法は、事務の効率上、他の委託料と共 に四半期ごとの支払いとさせて頂きますが、S P Cから資 源化受託企業への支払いは両者の協議によって決めて頂け れば結構です。（毎月の支払い可）

NO.	質 問 事 項	該 当 書 類	頁	該当書類中の対応頁 及び対応部分				質 問 内 容	質 問 に 対 す る 回 答
				編	章	節	項		
8	資源化処理における減額措置について（その1）	入札説明書 別紙4	17	4	(1) (2)	ア ア	(ア) (ア)	資源化処理において業務継続が不可能な場合、選定した代替企業の単価が減額した場合、SPCに対する支払は減額されるのか確認がありました。	そのようなご理解で結構です。
								資源化処理委託費用は、提案単価よりも増額となった場合は増額分をSPCに負担させ、提案単価よりも減額となった場合は減額とされるのは、同等の扱いではない。支払いは提案時単価として頂けないかとのご意見がありました。	「減額となった場合」：〔資源化処理／運送〕委託契約が本市との直接契約である以上、実費相当額での支払いが基本であるため、実際単価が提案単価を下回れば、その実際単価へ減額となります。 「増額となった場合」：SPCは、代替企業を選定するに当たり提案単価を守ることが第一義と考えます。従って、〔資源化処理／運送〕委託契約が本市との直接契約である以上、資源化受託企業には（SPC経由で）提案単価を上回る実際単価で支払いますが、単価差分は、SPCが負担するとして「単価差分を運営委託料から減額する」と記述しています。 したがって、減額となった場合は提案単価での支払いはできません。
9	資源化処理における減額措置について	入札説明書 別紙4 要求水準書	17 52	4 2	(1) 2	ア 4	1	資源化を実施する代替企業、またはつなぎ企業の委託処理費が、提案よりも高い場合、並びに代替資源化企業を選定できず、埋立事業者を選定する場合、減額措置がとられるとのことだが、以下の場合には民間事業者ではリスクを取りえないので確認させていただきたいとのご意見がありました。	考え方は、上記質問番号8をご参照下さい。
								法令変更等による場合は災害などの不可抗力に起因し、業務遂行が不可能となった場合と同等と捉えてよい。また、水銀規制等により焼却灰や飛灰の資源化処理そのものが困難になった場合、民間事業者ではリスクを取りえないとのご意見がありました。	法令等の変更による措置は、資源化処理委託契約書（案）第29条及び運送委託契約書（案）第25条に記載のとおりに対応するものとお考えください。
								貴市から搬入されるごみ質起因による場合も災害などの不可抗力に起因し、業務遂行が不可能となった場合の措置と同等と捉えてよいかの確認がありました。	資源化処理委託契約書（案）第25条に記載のとおりに対応するものとお考えください。
10	資源化処理における減額措置について（その2）	入札説明書 別紙4	17	4	(1) (2)	イ イ		SPCが提案した資源化処理が、業務遂行（又は継続）不可能となった場合、代替資源化企業を選定できない場合、民間埋立処分事業者と埋立処分単価で契約し、埋立処分に対する単価として支払うとあるが、提案処理単価の当該埋立部分については埋立単価に増額または減額されて支払われるという理解でよいかの確認がありました。	考え方は、上記質問番号8をご参照下さい。 埋立部分については、災害などの不可抗力に起因する場合は実際の埋立処分単価にて支払います。但し、資源化受託企業の事由による場合は、その1／2はペナルティーとしてSPCの運営委託料から減額します。
								入札金額が資源化処理委託費用も含めた金額となっている中で、入札金額との関係を考慮し、委託単価の増減に関わらず、SPCに対する支払いは提案時単価として支払えないかというご意見がありました。	上記質問番号8に記述した考え方に基づくため、提案単価を基本とし、増減措置は本案のままとします。

NO.	質 問 事 項	該 当 書 類	頁	該当書類中の対応頁 及び対応部分				質 問 内 容	質 問 に 対 す る 回 答
				編	章	節	項		
11	敷地条件	要求水準書	5	1	1	4	2	現状地盤高のC A Dデータの提示を求められました。	お渡しできるC A Dデータ等はありません。環境影響評価書等の資料から想定してください。
								添付資料5「事業予定地概況図」にある既存構築物の解体・撤去後の引渡し時の地盤高のご質問がありました。	解体撤去後の地盤高については、続いて行われる建設を考慮し、客土の搬入を控え、撤去レベルから若干高い状況までの整地の予定と聞いております。
								東海豪雨時の浸水高さをN P基準でいくらであったのかのご質問がありました。	凡そN P＋6．3 mと聞いております。
12	可燃ごみピット	要求水準書	11	1	2	1	12	可燃ごみピット容量は施設規模の4日分以上とされ、プラント全体の各種設備の貯留容量等は、7日分以上の要求水準となっており、ピット有効容量に対して過大な容量となっている。については、4日分以上の安定運転が可能な処理施設、前処理施設の規模提案とさせてもらえないかとのご意見がありました。	各種設備貯留容量は災害時の薬品等の供給停止や搬入の遅延、災害廃棄物の受入、各種処理物の搬出停止時を想定した容量としているため、要求水準書どおりとします。
			78	2	7	2	6		
			80	2	7	3	3		
			90	2	7	7	4		
								不燃ごみ受入・貯留装置及び供給装置は、有効容量がごみ搬入量の7日分、1日当たりの搬入量を70トンとして計算するとあります。可燃ごみピットの条件と同じく施設規模に示す処理量（50t/5時間）の4日分以上としてもよいかとのご質問がありました。	不燃ごみ等の収集については、その多くを水曜日に受け入れる予定であることから、要求水準書どおりとします。
13	汚染土壌について	要求水準書	19	1	2	7	(5)	現在、事業用地は土壤汚染対策法等の法令に基づく指定区域等の指定の状況についてお尋ねがありました。	北名古屋衛生組合の自主調査による調査結果では、現時点において土壤汚染対策法に基づく区域の指定はありません。
14	安定稼働運転について	要求水準書	31	2	1	3	3	1系列あたり連続90日間以上の安定稼働運転を行うとあるが、既存工場の解体工事遅延リスク、地盤条件リスク、汚染土壌対策リスク等により、工事工程遵守へのリスクが生じる可能性があるため、連続試運転については、竣工後、プラント工事のかし担保期間中に実施するという理解でどうかといった確認がありました。	要求水準書どおりとします。
15	引渡し	要求水準書	34	2	1	3	7	一般的にはBT0Iにおいては不動産取得税が非課税であるとされていますが、税務当局の判断でSPCに課税される可能性があることから、税務当局への確認や、不動産の部分引き渡し等について協力や協議をしたいとのご意見がありました。	本市を新築施設の原始取得者とする事で非課税になると考えていますが、民間事業者で税務当局に確認してください。確認については、本市も協力します。
16	ごみ搬入について	要求水準書	39	2	2	2	1(2)7	ごみ搬入の想定月変動係数のお尋ねがありました。	凡そ10%と想定してください。
17	計画ごみ質について	要求水準書	42	2	2	2	2(1)	ごみのバイオマス比率についてお尋ねがありました。	凡そ60%と想定してください。

NO.	質 問 事 項	該 当 書 類	頁	該当書類中の対応頁 及び対応部分				質 問 内 容	質 問 に 対 す る 回 答
				編	章	節	項		
18	不燃ごみの計画 ごみ質について	要求水準書	42	2	2	2	2(2)	不燃ごみ、粗大ごみのごみ組成（鉄類、アルミ類、可燃物、不燃物の重量比率）および粗大ごみの主な対象物（スプリングマットレス等）の想定される日当たり、年間あたりの搬入量（個数）搬入内訳について教えて欲しいとのご要望がありました。	破碎選別処理後の凡その組成実績としては、 鉄くず： 5% アルミくず：0. 1% 可燃物： 7 0% 不燃物： 2 5%です。 上記以外については不明です。
19	不燃ごみの計画 ごみ質について	要求水準書	42	2	2	2	2(2)	不燃ごみ設計荷重に0.1とのご指示があるが、ごみ処理施設整備の計画・設計要領の比重（不燃ごみ：0.15、可燃性粗大ごみ：0.13、不燃性粗大ごみ：0.14）を活用させてもらえないかというご提案がありました。	不燃ごみ等の貯留施設に対する荷重計算上、比重を大きく想定することは構いません。ただし、容量計算において、不燃ごみ等はその多くを水曜日に受け入れる予定であることから、容積の検討には要求水準書どおり「0. 1」で進めて下さい。
20	搬入車両台数について	要求水準書	43	2	2	2	3(3)	可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ等の収集台数の内訳、2t車、4t車収集台数の内訳、想定される自己搬入車両台数(可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ)、環境美化ごみの搬入車両、搬入禁止物の搬出車両、台数、及び搬入が集中する時間帯・曜日・台数についてのお尋ねがありました。	曜日により収集体制が大きく異なるため、要求水準書に記載の最大車両台数が月曜・火曜・土曜日は可燃ごみ、水曜日は主に不燃ごみ・粗大ごみ、木曜・金曜日は主に可燃ごみの搬入に割り振られるとお考えください。 当面は自己搬入を行わない予定です。 環境美化ごみについては、不定期に発生するためお示しすることはできませんが、日搬入車両台数に対する割合は非常に少ないとお考えください。 時間帯は9時台、11時台、14時台に集中しやすいとお考えください。台数は環境影響評価書に記載している運行ルートにおける時間当たりの最大往復台数から想定してください。 それ以外についてはお示し出来る適切な情報はありません。
21	上水道について	要求水準書	44	2	2	2	5(1)	上水の水質のご質問がありました。	北名古屋水道企業団にご確認願います。
22	井水について	要求水準書	46 67	2 2	2 5	5 6	(6) 4	井水の利用検討のため、井水の水質についてお尋ねがありました。	提供できるデータはありません。
								既設工場に井水の利用がある場合、前処理設備の種類や仕様のお尋ねがありました。	旧工場では、井水は前処理をせず、排ガス冷却に使用していました。
								事業用地内には一部土壤汚染がみられますが、井水から飲料水を生成すると考えであるのかお尋ねがありました。	環境影響評価の地下水の状況及び地下水質の調査では、砒素及びその他化合物について指定基準を満足し、ダイオキシン類は環境基準を下回っています。なお、飲料水の水源は災害時を考慮して、井水やプラント受水槽等の水を想定して下さい。
23	構造計画設計方針	要求水準書	60	2	4	3	1	本施設実績では過去の経験した大地震で構造体に影響がでた事象はないため、構造体はⅡ類（重要度係数1.25以上）と出来ないかご提案がありました。	要求水準書どおりとします。

NO.	質 問 事 項	該 当 書 類	頁	該当書類中の対応頁 及び対応部分				質 問 内 容	質 問 に 対 す る 回 答
				編	章	節	項		
24	搬入禁止物ストックヤード	要求水準書	80	2	7	3	2	搬入禁止物ストックヤードは、搬入禁止物の定期的な展開検査による除去物という理解でよいか、市が収集した不法投棄ごみに含まれる搬入禁止物は工場では選別作業を伴わず保管のみでよいか、ストックヤード400㎡の考え方はどのようなか等のご質問がありました。 また、常時監視とは、パッカー車から投入される際に、目視又はITVによる監視を常時監視と理解してよいかについてお尋ねがありました。	搬入禁止物の除去は、定期的な展開検査でも行いますが、要求水準書113頁第6節搬入管理に示すとおり、常時監視による搬入物の確認を行い、その際に除去することを想定しています。 不法投棄ごみの選別作業は伴わない予定です。 ストックヤードの規模については、既存施設における実績を基に示したもので、区分の上、保管した場所から、車両に積み込み、搬出が可能なように、車両の通行スペースも含んだものとしています。 なお、「常時監視」についてはご理解のとおりです。
25	場外余熱供給設備	要求水準書	90	2	7	8		想定される場外余熱供給設備の内容のお尋ねがありました。	現時点で想定される一般的な余熱利用施設の内容で想定の上、提案してください。
								計画されている施設	温水プール等への余熱供給
								供給開始予定時期	ごみ処理施設の稼働に合わせて、熱供給を開始するといった、一般的な想定
								想定される場外余熱供給設備の内容のお尋ねがありました。	敷地境界を想定
								供給時間（営業時間）、定休日等	一般的な温水プールと同程度 例えば本市他工場の還元施設は9時～20時、21時頃です。
								負荷率（時間ごと）	一般的な温水プールと同程度
26	不燃ごみの搬入時間について	要求水準書	113	3	3	6		可燃ごみ、不燃ごみの受入時間は月～土曜日とあるが土曜日の受入はあるのか、 不燃ごみ収集方式は、新施設稼働後も以下の通り変更はないと考えてよいかとの確認がありました。	現状では、不燃ごみは土曜日の受入はありません。 不燃ごみの収集方式については、施策の変更があれば、合理的な範囲で、その変更に沿った対応を行うものとお考え下さい。
27	生成物の取扱について	要求水準書	115	3	3	11	1	試運転期間中の灰は、市が全て引取られるとの理解でよいかとのご質問がありました。	試運転期間中の適正に処理された灰については、基本的に本市が引取る予定です。
28	既存施設について	要求水準書 添付資料5	9					添付資料5は、残置杭の状況が示されているが、既存施設の構造図面等を提示を依頼されました。	構造図等はないとのことです。
29	基本協定、基本契約の解除に伴う違約金について	基本協定書(案) 基本契約書(案)	8 9	第10条 第10条				基本協定書に示している事業契約または委託契約が締結に至らない場合、基本契約書に示している契約締結後に市により同契約が解除された場合の乙に対する連帯責任について、100分の10に相当する違約金の支払い義務はあまりにも大きすぎるので、見直し出来ないかとのご意見がありました。	構成企業においては、グループを構成する他の企業起因の責任を連帯して負うことは、本条文の趣旨である、構成企業全体としての結束力及び代表企業の構成企業に対する指導力・マネジメント力を求めているものである点をご理解頂きたいと思います。 なお、基本協定書第10条及び基本契約書第10条については、民間事業者の責任を合理的な範囲内とする記述に改訂する方向で検討します。

NO.	質 問 事 項	該 当 書 類	頁	該当書類中の対応頁 及び対応部分				質 問 内 容	質 問 に 対 す る 回 答
				編	章	節	項		
30	事業契約終了日	事業契約書(案)	24	第37条	5			運営・維持管理開始予定日が変更されても、事業契約の期間終了日は変更されないとあるため、金融機関への返済期間は提案時よりも短縮したスケジュールとなるが、当該変更が事業者の責によらない場合、既存の融資契約に基づく融資期間見直しにより生じた全ての費用は、市にてご負担頂けるという理解でよいかとのご質問がありました。	事業契約書(案)第38条、第42条に規定されているように、帰責事由がどちらにあるのか協議を行い、合理的な範囲内で市は負担する考え方です。
31	工期遅延の場合の貴市の増加費用・実損のSPCによる賠償について	事業契約書(案)	24 26	第38条 第42条	1 2			SPCの責めに帰すべき事由による工事完工日(運営・維持管理開始日)の遅延は、定率の遅延損害金に加えて貴市が負担した費用を支払うことになっているが、非常に民間事業者には厳しい規定である。については、SPCの責めに帰すべき事由による工事完工日(運営・維持管理開始日)の遅延の場合は、遅延損害金のみを貴市に支払うこととさせて頂けないか。 また、工事完工日の遅延と運営・維持管理開始日の遅延とで二重に遅延損害金の支払義務が課せられているが、工事完工日遅延(第38条)のみの適用とさせて頂けないかというご意見がありました。	SPCに帰責事由がある以上、本市の負担費用の内、遅延損害金を上回る分についてもSPCが支払うことは妥当なものであると考えています。
32	不可抗力による損害の損害、損失及び費用の負担について	事業契約書(案)	32	第58条	2			不可抗力により発生した損害、損失及び費用の負担については、事業契約書(案)別紙10にて、運営・維持管理期間においては、事業年度あたりの運営委託料の1%までの損害等をSPCが負担するとある。不可抗力による場合、運営委託料の1%をSPCで負担するのは困難であるため、別紙10 2項を削除して頂けないかとのご意見がありました。	事業契約書(案)のとおりとします。
								事業契約書(案)第58条にて、本事業の実施そのものに反対することを目的とする苦情等を理由として事業継続が困難となった場合は、第75条の規定を準用するとあるが、本事業の実施そのものに対する近隣住民対応については、貴市の所掌であるので、本事業の実施そのものへの反対に対してSPCが費用を一部負担するというのは非常に厳しい規定と考える。 本事業の実施そのものに反対することを目的とする苦情等を理由として事業継続が困難となった場合には、貴市のご負担とする提案が出来ないかとの意見がありました。	事業契約書(案)第58条第2項に記述のとおり、本市が事業の実施そのものに反対することを目的とする苦情に対して、責任を持ってこれに対処する所存ですので、本案のとおりとします。
33	施設整備委託料の改定	事業契約書(案)	37	第70条	2			スライド条項(第70条(1)～(6))の運用に関し、対象工事の扱い、残工期の基準日や賃金・物価変動の根拠について、 残工事代金算出のための残工期の基準日は、甲または乙が請求した日 賃金・物価の変動の根拠は、公共工事設計労務単価、建設物価等、一般に認められている基準 基本的な考え方は以下という理解でよいかとの確認を頂きました。 国土交通省全体スライド条項運用マニュアル 国土交通省単品スライド条項運用マニュアル 国土交通省インフレスライド条項運用マニュアル	ご理解のとおりです。
								対象工事額をプラント工事と建築工事と分けて算定してよいかの確認がありました。	結構です。

NO.	質 問 事 項	該 当 書 類	頁	該当書類中の対応頁 及び対応部分				質 問 内 容	質 問 に 対 す る 回 答
				編	章	節	項		
34	違約金	事業契約書(案)	42	第80条	3			本施設引渡後に解除日が生じた場合は、すでに整備費については確定債権であるため、一括支払時は当該支払日以降の整備費割賦委託料の償還表の利息を控除するとあることから、第3項における未払い金は、本施設引渡後においては、運営委託料のみが該当すると理解してよいかの確認がありました。	ご理解のとおりです。
35	売電単価	事業契約書(案) 別紙11	35					余剰電力における売却単価についても物価変動の影響を大きく受けるものであることから、バイオマス分については、本事業に直接関連する法令又は税制の制定・改正とみなし、貴市の100%負担となるという理解でよいか、また、非バイオマス分については物価変動指標を他と同様に提案してもよいかとのお尋ねがありました。	事業契約書 別紙 1 1「法令変更による費用の負担割合」では、本市の負担とする「①本事業に直接関連する法令又は税制の制定・改正の場合」は、「本事業に関する事項を直接に規制することを目的とした法令を意味するもの」であることから、固定価格買取制度における買取単価の変更は①に該当しないと考えています。 しかし、ご指摘の視点は大きな要素であるとの認識から、当初提案時から運営開始時の固定価格買取制度における買取単価の増減を、どのように運営委託料の改定に反映するのかをご提案下さい。
36	運営委託料の改定	事業契約書(案) 別紙5	16	2	(1)			固定価格買取制度は、毎月のごみ質分析結果によるバイオマス比率を基に算出し、売電収入が確定することから、運営後のバイオマス比率実績による売電収入見直しとさせて頂けないかというご意見がありました。	固定価格買取制度では、バイオマス比率の変動に応じて、売電収入が増減すると認識していますので、バイオマス比率の変化を、どのように運営委託料の改定に反映するのかをご提案下さい。